

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0842)

県最賃専門部会 第3回

令和5年8月9日 非公開

開催日時	令和5年8月9日	9時25分～11時15分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	1 群馬県最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>少し早いのですが、皆様お揃いですので、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日もご出席の委員は公益代表委員3名・労働者代表委員2名・使用者代表委員2名にご出席いただいております。労働者代表委員の新井委員及び使用者代表委員の池畠委員は、所用により欠席でございます。出席者人数7名は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認をしていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。</p>
-----	---

事務局	<p>それではただいまより、第3回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>本日の専門部会ですが、途中で個別の協議も必要かと存じまして、労働者側委員におかれましては7階大会議室奥側、使用者側委員におかれましては7階大会議室手前側の部屋を用意しております。</p> <p>必要の場合は、お使いいただきますようお願いいたします。</p> <p>公益委員は、別途会場をご準備いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>進行につきまして、個別の協議等が必要な場合には、随時発言していただきまして、会議を休会するなどして、ご協議をいただくようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、本日の資料について、ご説明いたします。</p> <p>お手元にお配りしております資料1でございますが、こちら群馬県弁護士会会長から提出されました、「群馬県において最低賃金を大幅に引上げをを求める会長声明」でございます。</p> <p>それでは、この後の議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。議題に入る前に、ただいまの事務局からの資料の説明につきまして、ご質問等、ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>群馬県最低賃金額の審議に入ります。</p> <p>引上額の具体的な金額について、提示をしていただきたいと思います。</p> <p>まずは、労働者側委員から、ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>はい。■■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、引上げ等に関する考え方につきましては、先日の本審等でも申し上げましたので、早速なのですが、具体的な金額ということで提示させていただければと思います。</p> <p>各団体の意見陳述等でもあったとおり、誰もが安心して暮らせる</p>

	<p>水準の 1,000 円、こちらに早期に到達させるということも踏まえて、現在の全国加重平均が 961 円というふうになっております。これを目指すということで、群馬県の最賃現在 895 円となっておりますので、その差額ということで、「66 円」、金額にして 961 円になりますけれども、これを要求させていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 使用者側委員からも、ご意見をお願いいたします。 ■■■■委員、お願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使側委員の■■■■でございます。 使用者側の考えとしましては、第 4 表の①の結果を見ますと、B ランクは賃金上昇率 2.0% になっております。ここから考えますと、現行の最賃 895 円×2.0%=17.9 円となって、小数点以下を切り捨てて「17 円」を提示いたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 ただいまの、労使双方の提示された金額を確認いたしますと、労働者側からは引上げ額「66 円」、使用者側からは引上げ額「17 円」ということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ご意見をお伺いしましたが、それぞれのお考えがあり、労使各側のご意見はごもっともだと存じ上げます。 ただし、それぞれのご意見はかなりの隔たりがございます。もう少し歩み寄ることをお願いしたいと思います。 労働者側委員の方から、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。 開きがあるということで、再提示をさせていただきますが、まず北関東三県で見ますと、トップの栃木との格差是正をするという考えのもと、こちらにつきましては、人材の流出防止と、良質な労働力の確保をしたいということでの考えとなりますけれども、これに対しまして、群馬との差額ということでは 18 円となっております。今年度 B ランクの目安が 40 円となっておりますので、この目安額と先ほどの 18 円を足した、「58 円」ということで、金額として 953 円となりますけれども、提示させていただければと思</p>

<p>部会長</p>	<p>います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。ありがとうございます。 使用者側委員の先生、いかがでしょうか。 ■■■■委員、よろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>使側の■■■■です。 第4表の③では、Bランクの賃金上昇率が2.4%となっております。現行の最賃895円に2.4%をかけると、21.48円。小数点以下を切り捨てて、「21円」という回答をしたいと思います。</p> <p>はい。ありがとうございます。 ただ今の労使双方の提示された金額を確認いたしますと、労働者側委員からは「58円」、使用者側委員からは「21円」ということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>そうですね。はい。しかしながら、まだ開きがあります。37円もの開きがありますので、歩み寄っていただけないでしょうか。 労働者側委員の方から、いかがでしょうか。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■です。 そうしましたら、先ほどの提示額より歩み寄るということになりますけれども、最初に申しました、誰もが1,000円の早期到達ということに関しては、やはり、この考え方は変わらないということがまずあります。その中で、最賃895円との差額が今105円ということになっております。これを、2年かけて到達するというところで考えになりますけれども、「53円」ということで提示させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 ただいま労働者側委員からは、「53円」の提示がございました。先ほどより5円下げていただいております。 使用者側委員の先生方、いかがでしょうか。 ■■■■委員、よろしくお願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>使側の■■■■です。 令和4年度の前橋市消費者物価指数（総合）は、令和3年度に比</p>

<p>部会長</p>	<p>べて3%上昇ということから考えますと、最賃895円×3.0%で、26.85円。小数点以下切り捨てて、「26円」を回答いたします。</p> <p>はい。使用者側におかれましても、先ほどは「21円」でしたので、5円歩み寄り、「26円」ということです。</p> <p>それぞれの様々なデータなどを参考にされてご意見をいただいておりますことと存じますが、今年からBランクに含まれることになり、Bランクの目安額が「40円」と示されております。</p> <p>これを参考にした場合、まだ、双方が提示されている金額はかなり開きがございます。</p> <p>もう少し歩み寄っていただけないでしょうか。</p> <p>労働者側委員の先生、いかがでしょうか。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>先ほど、使用者側の方から、前橋の消費者物価指数という話が出たと思っております。今年度、中央での目安審議には、同じくこの消費者物価指数というのが注視されたのだと考えております。そこで、令和4年の10月から令和5年6月の群馬前橋の消費者物価指数を調べましたところ、こちらにつきましては、4.5%となっております。群馬の最賃に4.5%をかけますと、40.275。これを切上げると41円というふうになると思っております。これに、Bランク、先ほどもお話ありましたけれどもBランクになったということで、関東圏の山梨、こちらとの差額が今3円あるということになっております。ランクを決めた時の総合指数に関しては、山梨を上回っているという結果になっておりますので、こちらの格差是正ということも踏まえて、先ほど申した41円と、更に差額が3円、更に、上回っているということで考えれば+1円ということで、トータル「45円」ということでの提示をさせていただければというふうに思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員の先生方、いかがでしょうか。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。使側の■■■■です。</p> <p>経団連の調査によりますと、今年の春季労使交渉の上昇率が3.91%ということから考えますと、最賃895円×3.91%で、34.9945円。切り捨てまして、「34円」を提案したいと思っております。</p>

<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 ただいま、労使双方から提示された金額を確認いたします。 労働者側委員からは「45円」、使用者側委員からは「34円」ということでのよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>できれば、委員の先生方皆様が、合意して金額を決められればよいかと思っておりますので、もう少し、ご理解をいただけないでしょうか。 労働者側委員の意見をお願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■です。 もう少し詰めていければということですがけれども、先ほど申したとおり、群馬の消費者物価指数 4.5%で、金額にすると 41円で、先ほどの提示で言いますと、山梨との差額の 3円に加えて、更に指数で上回っているということで+1円とさせてもらいましたが、そこを一つ歩み寄らせてもらいまして、今回はその 41円にプラス差額の 3円を足した、「44円」ということでの提示をさせていただければと思います。 よろしくをお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 使用者側のご意見もお願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>使側の■■■■です。 歩み寄りのために、キリのいい 4.0%ということをお考えますと、地賃 895円×4.0%。35.8円となりまして、切り捨てて、「35円」を提示いたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 ただいま労働者側からは、前橋の消費者物価指数をもとに二度ご意見をいただいております。使用者側からも、ただいま消費者物価指数に関しましてご意見をいただきました。</p>

労働者委員	<p>今年が目安額も、消費者物価指数が高い伸び率であったことも踏まえることがポイントのひとつとしていたとされています。ある程度、客観的なデータに基づいて合意点を見出すことも必要かと思えます。</p> <p>そこで、もう少し踏み込んでいただけないでしょうか。労働者側のご意見をお願いいたします。</p> <p>はい。労側■■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>もう一步踏み込んでということですがけれども、先ほどは、山梨との差額3円ということでの提示をさせてもらいました。ただ、格差是正に繋げるためには、やはり先ほどから申しているように、この消費者物価指数だけの提示ではいけないのかなというふうに考えております。そういったことを踏まえすと、消費者物価指数41円に加えまして、格差是正というような観点から2円を上乗せして、「43円」ということでの提示をさせていただければというふうに思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>使用者側のご意見も踏み込んでいただけないでしょうか。お願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使側の■■■■です。</p> <p>先ほど提示しました35.8円の小数点以下を、さっきは切り捨てましたが今回は切り上げて、「36円」の回答をさせていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご理解いただいているところで、かなり歩み寄っていただいたところではございますが、更に踏み込んでのご意見はいただけないでしょうか。</p> <p>労働者側のご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>今、他県の状況等見ますと、同じBランクでも目安額で出ているところもあれば、それにプラスで結審されている県もあるというようなところで情報をいただいております。今回の提示というところでは、基本的な考え方としましては、先ほどの考え方と変わりませんが、中央の会長代理の方からのメッセージの中にあつたかなと記憶しておりますが、今年につきましては、最低賃金</p>

	<p>が消費者物価指数を一定程度上回る水準であることが望ましいというようなコメントがあったかなというふうに記憶しております。そういったことも踏まえれば、やはり今回、金額としては先ほどと同様になりますけれども、再度「43 円」で提示させていただければというふうに思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。先ほどと同じ、「43 円」というご意見でよろしいですね。使用者側、いかがでしょうか。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
使用者委員	<p>使側の■■■■です。</p> <p>中賃の目安の中で言われている参考にすべき消費者物価指数 4.3%から考えますと、現行の最賃 895 円に 4.3%をかけて、38.485 となります。小数点以下を切り捨てて、「38 円」を提示させていただきます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員の先生からは、先ほどより 2 円歩み寄っていただきまして、「38 円」のご意見をいただきました。</p> <p>これまで審議していただきましたが、まだ、双方のご意見に隔たりがございます。労使双方が合意できるところまで、ご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>いかがでしょうか。労働者側からお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>今現在でまだまだ開きがあるかなというふうに考えております。本審で申したとおり、今年につきましてはランク制度も色々変わったということもありますし、慎重に論議をしていきたいと申したと思っております。ちょっとまだ乖離があるということで、一度委員の中で少し話をさせてもらえる時間をいただければというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ただいま、労働者側から、労働者側委員で協議を行いたいとの要望をいただきました。協議を行っていただき、合意点を検討していただきたいと思いますが、使用者側委員は、いかがいたしますか。</p>

使用者委員	<p>はい。使側■■■■です。</p> <p>同感であります。使用者側としましても、使用者委員だけで協議を行う時間いただければなと思っております。</p>
部会長	<p>はい。それでは、労働者側だけでなく、使用者側も協議をご希望されるということですので、それぞれ協議を行っていただくことといたします。</p> <p>協議を行う場所はどこにいたしますか。移動しますか。それともこの場でよろしいでしょうか。いかがいたしますか。</p>
〇〇委員	<p>冒頭にありましたので、出来れば部屋を借りられればと思います。</p>
部会長	<p>はい。使用者側はいかがいたしますか。</p>
〇〇委員	<p>移動します。</p>
部会長	<p>はい。それでは、事務局は協議場所を案内してください。</p> <p>協議の時間と移動時間を考慮して、20分間休会といたします。</p>
事務局	<p>事務局でご案内いたします。</p> <p style="text-align: center;">【協議のため、休会】</p>
部会長	<p>はい。それでは、皆さんがお揃いになられましたので、審議を再開いたします。</p> <p>進め方ですが、どのようにご意見を伺ったらよろしいでしょうか。</p> <p>労使同席のままで、それぞれのご意見をお伺いするというところで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。それでは、労働者側から、改めてご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>まず、お時間をいただきまして、ありがとうございます。</p>

	<p>委員内で検討したことです。まず、今回消費者物価指数の話というのが、かなり重要視されているのかなというふうに考えております。それに関しては、多分労使ともに同じなのかなというふうに認識しておりますけれども、ただ労側としましては、この参考とすべき指標ということでは、中央で示された全国の値ではなく、あくまでも群馬県、前橋の数値なのかなというふうに考えております。そういったことも踏まえて、先ほどから最賃に前橋 4.5%をかけますと、41 円ということで、提示させていただいております。そういった考え方、これは今申したように変わらずということですが、しかし、現状では労使の提示額に乖離があるということですので、先ほどは 43 円ということで申しましたけれども、1 円歩み寄ってということで、「42 円」の提示をさせていただければと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 使用者側、いかがでしょうか。 ■■■■委員、お願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使側の■■■■です。 中断前に提示いたしました 895 円×4.3%、38.485 円の小数点以下を切り上げて、「39 円」を提示させていただきます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 労働者側におかれましては「42 円」、使用者側におかれましては「39 円」ということでございます。 まだ 3 円の開きがございますが、もう一歩、歩み寄っていただくことはできないでしょうか。いかがでしょうか。 労働者側委員の先生、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。 「39 円」という提示をいただきました。 まだまだ開きがあるということですので、先ほど来申しているように、考え方はやはり全然変わりません。ただ、先ほどの 42 円という数字には、格差是正分も含めた数という考えで提示させてもらってございました。今回は歩み寄りということですので、1 円歩み寄るといって提示したいと思っておりますが、ただ、先ほどから何度も申しておりますが、基本的な考え方は、前橋の物価指数で計算どおり 41 円になるということだけは、強く訴えたいと思っていま</p>

<p>部会長</p>	<p>す。従って、「41 円」の提示ということにさせていただければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>はい。ありがとうございます。 使用者側委員の先生も、お願いいたします。 ■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。これまで積み上げてきた労使の信頼関係を維持することの重要性を鑑みまして、労働者側のこだわる中賃目安での算定方法と同じ方法で算定した、前橋市の消費者物価指数上昇率の 4.5%から考えますと、現行最賃 895 円×4.5%の 40.275。小数点切り捨てまして、「40 円」を提示したいと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 使用者側は目安額と同額まで歩み寄っていただき、かなり近づいてきておりますが、いかがでしょうか。 はい。■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■です。 まず、歩み寄っていただきまして、ありがとうございます。先ほど、■■■■委員から、今までの労使関係を維持するというようなことで発言いただいたということでは、ありがたいなと思っています。また、今回の労側としてこだわらせていただきました消費者物価指数の考え方についても歩み寄っていただいたのかなというふうにも、併せて思っております。こういったことを踏まえれば、労側としても使側同様に、これまで積み上げてきました労使の信頼関係の維持も踏まえてということで、提示いただきました目安と同額の「40 円」、こちらで合意したいというふうに思います。 どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ただいまの労働者側委員の■■■■委員より、先ほど使用者側委員の■■■■委員から提示されました引上げ額「40 円」につきまして、合意いただける旨のご発言がございました。 この「40 円」という金額は、各委員が消費者物価指数に着目されたものと思われます。また、より中央最低賃金審議会が示されました B ランクの目安額にも沿うものであるともいえます。 従いまして、引上げ額「40 円」ということで、採決を採らせていただきたいと思います。 採決に移らせていただいでよろしいでしょうか。</p>

<p>部会長</p>	<p>各側委員からご意見がありましたら、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。では、採決を行いたいと思います。採決に公益委員も加わりますが、部会長の私は加わらないことをご承知置きいただきたいと思います。</p> <p>それでは賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【賛成者・・・挙手 6名】</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>確認いたします。</p> <p>賛成の公益委員2名、賛成の労働者側委員2名、賛成の使用者側委員2名。私を除き、6名の賛成ということになります。</p> <p>全員の方が賛成として挙手をいただきましたので、全会一致となりました。</p> <p>労使の先生方が真摯に議論をしていただいた結果、全会一致に至ったことは、公益委員としても責任を果たせたと感謝しております。</p> <p>それでは、専門部会の結論が得られましたので、専門部会報告書につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。着座のまま失礼いたします。</p> <p>まず、群馬県最低賃金の改正につきまして、専門部会におきまして全会一致で決議していただきましたので、審議会令第6条第5項を適用することといたしまして、本専門部会の決議により審議会の決議とするということをご報告させていただきます。</p> <p>それではただいまから、部会長名による専門部会報告書を作成してまいりますので、その後、本審に報告したいと存じます。</p> <p>では、これから専門部会報告書の（案）を作成してまいります。作成に当たりまして、中央最低賃金審議会の答申の別紙1に記載されておりますとおり、「審議の時点における最新のデータに基づいて、生活保護と最低賃金の比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当」とされておりますので、これに基づきまして、最新のデータと比較した結果、群馬県最低賃金は生活保護を下回っていなかったということの記載を報告書にさせていただくこととなります。この取り扱いでよろしいでしょうか。</p>

<p>部会長</p>	<p>はい。ただいま、報告書記載に関して、事務局から説明がございました。</p> <p>これについて、そのように記載するというので、よろしいでしょうか。ご意見等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>はい。■■■■委員お願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>使側委員の■■■■でございます。</p> <p>金額についての議論は出尽くしたと思えますけれども、以下の2点、要望事項を述べさせていただければと思えます。</p> <p>一つは、例年要望しております、中小企業の賃上げのための環境整備であります。支援策の更なる拡充を求めるとともに、特に小規模事業所への情報の届け方の工夫、及び支援策を受けるための必要な諸手続き遂行に対する人的援助など、制度が知られないとか、知っていても対応できないという状況を解消する手立てを強く要望いたします。</p> <p>また、これも昨年来要求しております「就業調整」の問題です。人材の調達が大きな経営課題となっている現状、年収制限等による就業調整は、企業経営を更に厳しいものとする要因となり得ます。いわゆる「年収の壁」を低くするというような施策では足りないほど人手不足は深刻ですし、これからますます大きな問題になると思います。</p> <p>「働き方に中立な制度」に向けて、そのような「年収の壁」的な施策はすべて廃止することを要望いたします。</p> <p>以上の2点につきまして、報告書及び答申文に記載することにつき、発議させていただきます。</p> <p>ご審議、ご承認いただけますことを、よろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま、使用者側委員である■■■■委員のご発議につきまして、労働者側委員の先生方、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ただ今の、使用者側委員である■■■■委員からご意見がございました。部会長としても、ごもっともなご意見であると理解するところでございます。</p>

<p>部会長</p>	<p>このご意見を専門部会報告書に盛り込むことについて、労働者側委員のご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>はい。公益の先生方は、いかがでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは事務局におかれましては、ただいまの委員の皆様のご意見に基づいた専門部会報告書を作成していただきますようお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、ただいまから専門部会報告書の（案）を準備させていただきたいと思います。文書化するにあたりまして、若干文章を直させていただくかもしれませんが、また（案）をお持ちした際に皆様にご確認していただきたいと思いますので、ご承知いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お時間をいただけますでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。それでは、暫時休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案）作成のため、休会】</p>
<p>部会長</p>	<p>では、会議を再開いたします。</p> <p>専門部会から審議会会長あて報告書を確認させていただきます。事務局の方で、願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、報告書（案）をお配りいたします。</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案）を全委員に配付】</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、ただいまお配りいたしました専門部会報告書（案）を読み上げさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>先ほど、使用者側委員の先生が述べられました内容に基づいて作成しておりますが、若干文章化するにあたりまして、直した部分がございますので、よくご確認いただいて、ご意見をいただきたいと思っております。</p>

	<p>では、朗読させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案）朗読】</p>
事務局	<p>以上でございますが、修正箇所ございましたら、ご指摘いただきますよう、お願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。では、報告書の内容を確認していただきたいと思います。本文に、別紙1「群馬県最低賃金」と別紙2「群馬県最低賃金と生活保護との比較について」が添付された報告書となります。これでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。それでは、この案のとおり専門部会報告書を作成して、群馬地方最低賃金審議会会長あて提出することといたします。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。次に、全会一致となったことから、本年度は審議会令第6条第5項が適用され、専門部会の結審をもって審議会の決議とすることとなります。</p> <p>答申文を作成することになりますので、事務局は用意をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。承知いたしました。</p> <p>では、しばらくお待ちいただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【答申文（案）を全委員に配付】</p>
部会長	<p>それでは、事務局から、答申文の（案）を読み上げていただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。大変お待たせして申し訳ございませんでした。</p> <p>今お配りしました答申文（案）でございますが、内容につきましては先ほどの専門部会報告書と同様でございます。群馬地方最低賃金審議会会長谷口聡様から、群馬労働局長加藤博人になっております。その他につきましては、先ほどの専門部会報告書と同様で</p>

<p>部会長</p>	<p>ございますので、割愛させていただきたいと思います。</p> <p>はい。答申文は、これでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、答申文はこの（案）のとおりといたします。</p> <p>それでは、答申文を労働基準部長にお渡しいたします。</p> <p style="text-align: center;">【会長より基準部長に答申文を手交】</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。答申が無事終了いたしました。</p> <p>答申につきましては、各委員の先生方のご尽力により取りまとめられたところですが、行政側におかれましては引き続き企業の賃上げの環境整備などに取組まれるようお願いいたしたいと思えます。</p> <p>これで答申が終了いたしました。事務局から何かございますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただいま専門部会報告書をまとめていただきましたことにつきまして、労働基準部長から一言ご挨拶申し上げます。</p>
<p>基準部長</p>	<p>専門部会報告書をお取りまとめていただきまして、一言、皆様に御礼のご挨拶をさせていただきます。</p> <p>本年度の審議につきましては、消費者物価でありますとか、原材料価格の高騰など、不安定な社会情勢が背景としてありますなか、また、本年度ははじめて目安制度のランク区分の見直しもされたということが状況としてあったなか、群馬県内におきます雇用情勢或いは経済情勢を踏まえた真摯なご議論を重ねていただき、また全会一致にて部会報告をおまとめいただきましたことに、深く感謝を申し上げます。</p> <p>委員の皆様のご尽力に対しまして、心より御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>

事務局	<p>はい。参考でございますが、先ほど答申をいただきましたので、本日中に答申の要旨について公示いたします。答申に対する異議の申出期間でございますが、公示日の翌日から起算して15日間となっております。計算いたしますと期限が8月24日（木）となっております。</p> <p>従いまして、異議の申出があった場合は、8月25日（金）午前10時からの審議会を開催して、ご審議をいただくこととなっております。</p> <p>ご承知置きいただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。これについて、ご質問等ございますでしょうか。</p>
部会長	<p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは以上で、第3回専門部会を閉会とさせていただきます。</p> <p>ご審議誠にありがとうございました。</p>